



皆様へのお願い

日本政府は、日本国民がロシアの査証（ビザ）を取得して北方四島に入域することは、「北方領土は我が国固有の領土」という日本政府の立場と相いれないため、これを自粛するよう求めています。

（平成元年9月19日の閣議了解による）

※ 現在、日露両国間においては、日露双方の領土問題に関する法的立場を害さないという前提のもとで、日本国民による北方領土訪問や四島在住ロシア人による日本の地域訪問を可能とする次の3つの枠組みでの訪問や交流が行われています。

四島交流事業・北方墓参事業・自由訪問事業

※詳しくは、下記HPをご覧ください。

内閣府HP：<http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryu/kouryu.html>

外務省HP：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/index_4to.htm 1